

青色申告マニュアル

(1) 青色申告とは

青色申告とは、一定の帳簿書類を備え付け、取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存し、その結果に基づいて申告することにより、税制上、白色申告に比べて有利な取り扱いが受けられる制度です。

(2) 青色申告のメリット

ア メリット

青色申告には、主な特典として、青色申告特別控除と青色事業専従者給与の必要経費算入があります。

① 青色申告特別控除

- ・青色申告者は農業所得から最高10万円の特別控除ができます。
- ・青色申告者のうち、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って、確定申告書に貸借対照表と損益計算書を添付する場合は、最高65万円の特別控除ができます。

② 青色事業専従者給与の必要経費算入

- ・青色事業専従者（事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族）に支払った給与（労務の対価として適正な金額であること）の全額を必要経費に算入することができます。
- ・専従者給与が年間103万円以下であるときは、その専従者給与の所得税は0円です。

このほかにも青色申告には、「減価償却の特例」や「貸倒引当金の必要経費算入」、「純損失の繰越しと繰戻し」等のメリットがあります。

(3) 確定申告について

ア 申告手続き

① 青色申告申請書

- ・青色申告を始める場合は、「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出し、承認を得ることが必要です。
- ・「所得税の青色申告承認申請書」の提出は青色申告をしようとする年の3月15日までに行う必要があります。
- ・新たに業務を開始する場合は、その業務開始の日から2ヶ月以内に申請することとなっています。

②青色事業専従者給与に関する届出書

- ・青色事業専従者給与の必要経費算入を認めてもらうためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出する必要があります。
- ・「青色事業専従者給与に関する届出書」は、3月15日までに提出します。なお、新たに事業を開始した場合は、開始日から2ヶ月以内です。

(4) 各種控除について

所得税法では14種類の所得控除の制度が設けられています。これは、所得税を計算するときに個人的事情を加味しようとするものです。

それぞれの所得控除の要件に当てはまる場合には、所得金額からその所得控除額を差し引くことができます。税金は、その残りの金額を基礎に計算されます。

この14種類の所得控除は次のとおりです。

種類	控除を受けられる場合
社会保険料控除	国民健康保険料（税）や国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払がある
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払がある
生命保険料控除	生命保険料や個人年金保険料の支払がある
地震保険料控除	地震保険料や（旧）長期損害保険料の支払がある
寡婦・寡夫控除	あなたが寡婦又は寡夫である
勤労学生控除	あなたが勤労学生である
障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である
配偶者控除	控除対象配偶者がいる
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満である
扶養控除	扶養親族がいる
基礎控除	38万円の控除
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた
医療費控除	一定額以上の医療費の支払がある
寄附金控除	国、地方公共団体などに支出した寄附金や特定の政治献金などがある

以上の内容はあくまでも税務申告の概要の一部です。詳細及び実際の手続きの際は、最寄りの税務署や税理士等にご相談ください。

詳しくは、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

- ・ ホーム > > [税について調べる](#) > [タックスアンサー](#) (よくある税の質問) > 所得税
(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/shotoku.htm>)
- ・ ホーム > [申告・納税手続](#) > 所得税(確定申告書等作成コーナー)
(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm>)

(平成23年7月現在)